



2019年4月15日

徐々に激しさを増す米印通商摩擦

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 福地 亜希

米中通商摩擦決着への期待が高まるなか、米国の次なる通商摩擦のターゲット国の一つとしてインドが浮上している。3月4日、米通商代表部（USTR）が、インドおよびトルコを一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences : GSP）の適用対象から除外する方針を発表した¹。米トランプ政権は、環太平洋パートナーシップ（TPP）からの離脱や北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉、中国との通商協議などと並行して、GSPを利用して対米輸出品に低率関税が適用されている途上国に対して、同制度の適用見直しを示唆。米国の貿易赤字削減のほか、米企業のビジネス環境改善、途上国の知的財産権や労働基準を順守させるための圧力として利用している。

GSPは、米国のほか、日本、EUなどの先進国が、自国への輸出品への関税を減免することで途上国の経済発展を支援することを目的としている。もともと、供与する先進国側の裁量の余地が大きく、適用対象となる国や品目、原産地認定基準等が異なる。さらに、対象国の所得水準が一定の水準に達した際に対象から外れる「卒業」規定に加えて、供与国の輸入における対象国シェア、対象国における知的財産権や労働者の権利保護の状況等に鑑み適用除外とされるケースもある。米国におけるGSPは、121の途上国・地域（約3,500品目）を対象に関税を免税としている²。米政府によるGSP適用対象国・品目の見直しは、従来から貿易団体や労働組合からの申し立て等を受け毎年行われているが、トランプ政権発足以降は、米企業にとっての「公正な市場アクセス」をより重視し、2017年10月には政府主導で対象国のGSP適合性を審査する制度³を新設した。見直しの対象は、アジア・太平洋諸国から東欧、中東・アフリカ諸国などに広がっている。

¹ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/march/united-states-will-terminate-gsp>

GSPの適用対象外とする決定は、米連邦議会やインド政府に通知されてから60日以上経過した後、大統領布告によって発効される。

² このほか、特惠受益国の中でも所得水準が低い43の後発開発途上国・地域（LDC）を対象に、特別特惠制度（GSP-LDC）として追加で約1,500品目の関税を無税としている。

³ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/october/ustr-announces-new-enforcement>

インドについては、2017年時点の一人当たり国民所得は1,800ドルとGSPの適用から外れる「卒業」規定⁴には程遠い。また、2018年の米国のインドに対する貿易赤字は213億ドルと、貿易赤字全体の約半分を占める中国の4,192億ドルに比べて小規模にとどまっている。しかしUSTRは、インドのGSP適用除外について、「インドが米国に対して公正かつ合理的な市場アクセスの提供を保証していない」ことを理由に挙げている。実際、米印間では、従来からインドにおける高関税や医薬品分野での知的財産権保護を巡る対立が続いており⁵、米乳製品業界および医療機器業界からの要請もあり、GSP適用の見直しに着手した経緯がある⁶。加えて、インド準備銀行（RBI）による決済データのローカライゼーションに関する通達（2018年4月）⁷により、クレジットカード大手のマスターカードやビザなど多国間の決済サービスを手掛ける企業のインド国内へのデータ移管が強制されることになったことや、インド政府による電子商取引に対する規制強化（2018年12月）⁸により米Walmart傘下の印電子商取引最大手Flipkartのほか、米Amazon.com子会社のAmazon Indiaの事業に制限が課されるようになったことなども、今回の米政府の決定に影響を及ぼした可能性がある。モディ政権は、外資誘致による製造業の活性化を通じてインド経済のさらなる発展を目指す「メイク・イン・インディア」政策を推進する一方、総合小売業への外資参入については、2014年の前回選挙時から一貫して否定的なスタンスを維持している。インドにおける小売市場は、家族経営の零細・小規模商店が9割超を占め、その店舗数は全国で約1,200万、事業主のほか従業員・家族などまで含めると関係者は1億人を超すともみられ、こうした「小売り票」は選挙結果を左右し得るため、歴代政権は慎重な対応をとってきた。

インドは、米国におけるGSPを適用した輸入の3割弱、EUにおいては5割強を占める世界最大のGSP受益国である（図表1）。もっとも、2017年時点のインドの対米輸出は全体の16%、うちGSPを活用した輸出は12%程度（GDP比0.2%）にとどまり、インドの対米輸出がGSPの適用対象外となることによる同国経済への影響は限定的と考えられる（図表2）。ただし、化学品や自動車部品、ステンレス製食卓用品など、対象となる製品を輸出する企業によって事情は異なる。さらに今後、GSPからの適用除外が他の同制度を活用した輸出依存度の高い途上国へ広がっていく場合には、企業の生産・輸出および投資計画など事業戦略の見直し等を通じて、当該国経済へ及ぼす影響は無視できないものとなる可能性もあり、米政府のGSP適用見直しの行方を注視する必要がある。

⁴ 原則、世界銀行の所得分類で高所得国（12,056ドル以上）に分類される場合（2019年時点）。

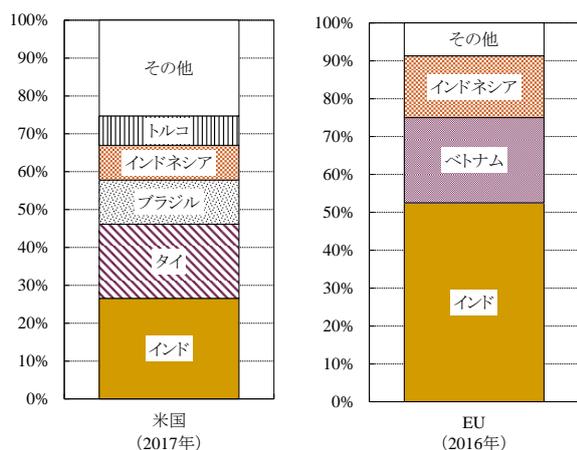
⁵ 特に医薬品分野については、米包括通商法スペシャル301条（知的財産権侵害の特定・制裁）に基づく年次報告書において知的財産保護に重大な懸念がある「優先監視リスト」に長年にわたり指定されている。

⁶ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/april/ustr-announces-new-gsp-eligibility>

⁷ <https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11244&Mode=0>

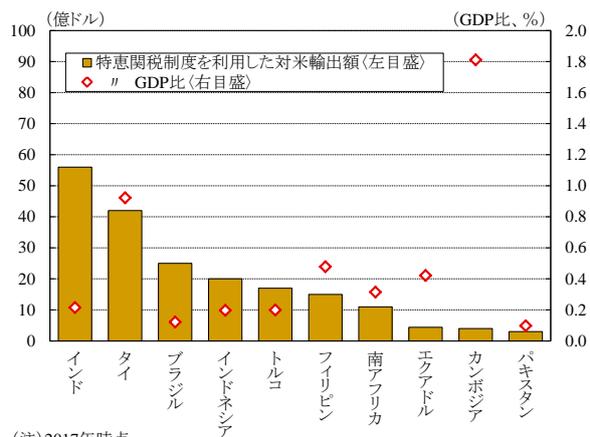
⁸ 新規制により、マーケットプレイス型の電子商取引事業者は、これまでの在庫所有の禁止に加えて、在庫の支配（単一ベンダーの売上の25%以上が当該マーケットプレイス事業者による）やベンダーへの出資、ベンダーの商品の独占販売等が禁止された（https://dipp.gov.in/sites/default/files/pn2_2018.pdf）。

図表 1：米国・EU における
GSP を適用した輸入シェア



(資料) 米国際貿易委員会、欧州委員会資料より作成

図表 2：GSP を利用した対米輸出上位 10 カ国



(注) 2017年時点。
(資料) USTR、IMF等統計より作成

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。